

♪ 「柚木地区公民館まつり」を開催します ♪

○日時：11月11日（土）10：00～16：00
12日（日）10：00～14：00

○場所：柚木地区公民館

○主催：柚木地区自治協議会

今年も恒例の公民館まつりを、柚木地区自治協議会の主催で開催します。38回目の今回も、地域の皆さんが日頃から親しまれている文化活動や生涯学習活動の作品や成果をはじめ、小中学校や幼稚園・保育園、福祉施設の皆さんの学習活動の成果が2日間にわたって披露されます。ぜひご覧ください。



また会場では、公民館婦人部や各種団体による焼き鳥・うどん・おにぎり、クッキー等の販売やもちつき、日用雑貨のバザーもありますので、どうぞご家族お揃いでお出かけください。（写真は昨年風景です）

「代表者会議」を開催します

○日時：10月13日（金）
19：00～

○場所：柚木地区公民館
2階講堂

公民館まつり当日の演芸プログラムの順番や作品展示・バザー会場の場所を調整します。出演団体や展示作品を出品する団体・個人の皆さん、バザー実施団体の代表者の皆さんは、ご出席をお願いします。

★★★ 焼き鳥、うどん、おにぎり、ぜんざいの前売り券を販売中です ★★★

当日バザー販売する「焼き鳥、うどん、おにぎり、ぜんざい」は、それぞれのご町内を通じて前売り券を販売していますので、ご協力をお願いします。また、公民館内の自治協議会事務局でも販売していますので、どうぞお買い求めください。

ご報告

市政懇談会が開催されました

8月10日（木）午後2時から柚木地区公民館講堂で、地域の皆さん約40名の参加のもとで開催されました。環境問題や防災問題等の課題について意見が交わされ、有意義な2時間となりました。

ご参加いただきました皆さん、どうもありがとうございました。



お知らせ

来年3月から予約制乗合タクシー「ほたる号」の運用が始まります

本タクシーは、柚木地区を4区域に分けて、当該地区の皆さんのご自宅と所定のバス停間を往復する制度です。利用できるのは平日の午前7時から午後6時までで、1日当たり行き（自宅→バス停）が5便、帰り（バス停→自宅）も5便が運航されます。料金は一人310円です。詳しくは、市役所地域交通課（24-1111）にお尋ねください。

佐世保市では、「(仮称)地域コミュニティ 活性化推進条例(案)」へのご意見を 募集しています(～10月13日)

地域コミュニティ活性化推進条例とは？

今後人口減少社会の進行と相まって、町内会活動の担い手不足や、町内会加入者の減少などにより、町内会活動を維持することが難しくなることが予想されています。

そこで、佐世保市では、地域コミュニティの活性化に向けた各種施策に取り組んでいますが、これらの取り組みを後押しするような法的な根拠を整備する必要があることから、今回の条例制定の動きとなったものです。

条例(案)は、「基本的事項」、「各主体(市民等、住民自治組織、事業者、市)の役割」、「町内会等加入促進等の取組」、「地区自治協議会の設置等」の四章14条からなっています。以下主要内容(条文)をご紹介します。

条例制定の目的

第1条 この条例は、地域コミュニティの活性化に関し基本理念を定めるとともに、市民等、住民自治組織、事業者の役割及び市の責務を明らかにし、住民自治組織への加入と参加・参画を推進し、並びに地区自治協議会の設置等について必要な事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、もって市民等が互いに支えあい、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

市民等の役割

第4条 市民等は、住民自治組織が地域で安全・安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを認識するものとする。

2 市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする。

3 市民等は、住民自治組織の活動へ主体的に参加・参画するものとする。

市民等は、住民自治組織が地域で重要な役割を担っていることを認識していただき、町内会等への加入や地域活動へ積極的に参加していただくことが求められています。

住民自治組織(町内会等、自治協議会)の役割

第5条 住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動を行うものとする。

2 住民自治組織は、市民の町内会等への加入を促進するものとする。

3 住民自治組織は、その活動への市民等の主体的な参加・参画及び交流を促進するものとする。(後略)

地区自治協議会の設置

第10条 市民等は、住民自治の実現に向けた取組を進めるため、市長の認定を受けて地区自治協議会を設置することができる。
(後略)

第11条 地区自治協議会は、次に掲げる事項等に取り組むものとする。

- (1) 地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関すること。
- (2) 地域課題の解決に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。

地区自治協議会が市認定の地域団体として位置づけられ、地域コミュニティの活性化に向けた活動の、中心的な担い手としての役割が求められています。

ご意見等をお寄せください

本条例(案)については、現在市内各地で意見交換会が開催されているほか、市内の支所・公立公民館等には、条例の案文が配置され、閲覧できるようになっています。どうぞ本条例(案)をご覧ください、ご意見等をお寄せいただきますようお願いいたします。